

令和8年4月17日
九州地方整備局

R8-12 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）
に関するご意見の募集結果と今後の主な予定について

国営吉野ヶ里歴史公園では、公園の運営維持管理業務について、令和9年（2027年）2月から引き続き民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。

このたび、「R8-12 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）」について、令和8年2月24日から3月10日までの2週間にわたってご意見を募集しました。

つきましては、お寄せいただいたご意見と、これに対する回答についてとりまとめましたので、今回ご報告するとともに、今後の主な予定についてお知らせいたします。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 電話番号：092-471-6331（代表）
092-707-0187（直通）

建 政 部	公園調整官	有村 真宣	（内線：6170）
	建設専門官	大上 慧太	（内線：6115）

令和 8 年 4 月 1 7 日
九州地方整備局建政部

R8-12 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案） に関するご意見の募集結果と今後の予定について

1. ご意見の募集結果について

国営吉野ヶ里歴史公園（以下「本公園」という。）では、本公園の運営維持管理業務について、令和 9 年（2027 年）2 月から引き続き民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。

このたび、「R8-12 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）を定めるにあたり、現在検討している実施要項（案）を公表し、広く国民の皆様からのご意見を募集したところ、6 件のご意見をお寄せいただきました。

つきましては、お寄せいただきましたご意見と、これに対する回答についてとりまとめましたので、今回ご報告いたします。

ご意見の募集にあたり、ご協力いただきました皆様へ御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 今後の主な予定

令和 8 年（2026 年）4 月下旬 運営維持管理業務 公告

令和 8 年（2026 年）1 0 月下旬 運営維持管理業務 落札予定者の決定

3. 問合せ先

国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市整備課 公園係

電話番号：0 9 2－4 7 1－6 3 3 1（代表）

（土曜日、日曜日、祝祭日を除く 9:30～17:00）

※お問合せ受付は、電話のみとなりますので、あらかじめご了承ください。

R8-12国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務 ご意見及び回答

No.	資料の該当箇所	ご質問、ご意見等	回答
1	実施要項(案) P4 1.1.5 対象業務の概要	(1)対象業務の構成において、「(前略)～、公園利用者から入場料等とは別に料金を追加で徴収し、利益については全てを本業務の履行に充当する事業(以下、「公益事業」という。)を実施し、国営公園の更なる効用発揮を行うことができる。」とありますが、この得られた利益に関係なく、本事業実施にかかる必要経費を運営維持管理費にて必ず計上してください。得られる利益を予測し運営維持管理費からあらかじめ控除、減額することは行わないでください。 また、公益事業の利益を「本事業の履行に充当する」という考え方は、年度をまたいで充当することを前提とせず、原則として当該年度内で充当する仕組みとしてください。	行催事等の実施にかかる経費は、発注者が想定する必要経費を運営維持管理費にて計上します。 なお、ご指摘を踏まえ、公益事業の定義を下記の通り修正します。「行催事等の開催に伴い、公園利用者から入場料等とは別に参加料金を追加で徴収し、徴収した参加料金の全てを当該イベントの実施及びイベント会場である本公園で提供するサービスの水準を高めるために充当する事業(以下、「公益事業」という。)を実施し、国営公園の更なる効用発揮を行うことができる。」 公園全体の運営効率化や管理技術の向上等の取組も、本公園で提供するサービスの水準を高めるための取組となりますので、上記に係る費用についても徴収した参加料金を充当することは可能です。公益事業で徴収した参加料金は翌年への繰り越しを前提としているものではなく、翌年への繰り越しも可能とし、必ずしも当該年度に使い切る必要はないものとしています。なお、翌年に繰り越した場合に係る法人税等が課税される場合は、イベントの実施等に係る必要な経費として、徴収した参加料金からお支払いください。
2	実施要項(案) P9～10 1.3.1 包括的な目標の設定	表4 包括的な目標「利用者満足度の確保」において、 ○本公園の運営に関する「非常に満足」の回答比率:65% ○本公園の「歴史的施設としてのわかりやすさについて」に関する「非常に満足」の回答比率:65% とあります。 一方で、過年度のアンケート調査(別紙-15)の選択肢には、「非常に満足」ではなく、現在の包括的な質の目標も「満足」「やや満足」の合計値となっています。 従って、「非常に満足」ではなく「満足」を選択肢とするべきと想料します。	ご指摘を踏まえ、「非常に満足」ではなく「満足」の回答比率に修正します。 なお、これまでの業務では、包括的な質として、利用者満足度の「満足」と「やや満足」の回答比率(合計値)を設定しておりましたが、次期業務では、包括的な目標として、「満足」のみの回答比率を設定しております。
3	実施要項(案) P16 1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項	表6 事業者と九州地方整備局の責任分担 項目「物価変動」において、「人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増、ただし、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合は、九州地方整備局が責任を有する」とあります。国土交通省の直轄工事や今年度から試行される建設コンサルタント業務、自治体の工事、業務等で適用されるスライドにおいては全体スライド15/1000以上の変動が生じた場合等が示されています。近年の物価変動や賃金の高騰等の現状を勘案し、九州地方整備局の責任分担となる物価変動の基準として示されている「30/1000」の率を引き下げ、「15/1000」以上の変動が生じた場合」としていただくよう要望します。併せて、現在の運用で行われている事業者が負担する30/1000を控除して新たな業務価格が設定され、後年度に事業者側の負担が積み重ねられる運用の見直しを要望します。 表6 事業者と九州地方整備局の責任分担 項目「施設・物品等の修繕」において、「修繕にかかる費用が1件あたり200万円を超えない場合かつ年間修繕費用～(後略)」とあります。修繕費の下限を100万円から200万円に引き上げる場合は、年間修繕費用も増額してください。年間修繕費用を増額できない場合は、下限設定は100万円に据え置いてください。	今後の入札手続きを進める上での参考とさせていただきます。 令和7年度より少額随契の基準額が100万円から200万円に引き上げられた事を受けての修正となり、原案のままさせていただきます。まず必要な利用制限措置等を講じた上で、利用状況等を踏まえた優先度に沿って修繕対応を行うこととしており、設定した金額予算の範囲内での修繕対応を行うことを想定しています。
4	別紙資料(案)P71 第4章 行催事企画運営 第13条 基本事項	＜公益事業で実施する行催事＞ ・光の響(提案にあたっては、別添-29「光の響収支及び入場者数について」参照) とありますが、「光の響」について、公益事業で実施するイベントの指定から外していただくよう強く要望します。	ご指摘を踏まえ、公益事業で実施する行催事について、「光の響」は必ず提案するものではなく、例示として記載します。
5	別紙資料(案)P71 第4章 行催事企画運営 第13条 基本事項	行催事は、その内容により「①委託費のみでおこなう行催事」、「②公益事業として利用者から料金を追加徴収する行催事」、「③委託費で行うが材料代等の実費は公園利用者から徴収する行催事」、「④自主財源により独立採算で行う行催事」及び「⑤持ち込みイベント」の5種類に区別される。」とありますが、②と③を統合してください。	ご指摘を踏まえ、②と③を統合し、「委託費及び公園利用者から徴収する料金でおこなう行催事」という名称に修正します。
6		本公園に先行あるいは平行して実施されている国営昭和記念公園、国営武蔵丘陵森林公園、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務パブリックコメントに示された実施要領をみると、「公益事業」の考え方が新たに追加されているに加えて、開園時間の短縮、休園日の追加(毎週火曜日等)、利用者数・満足度の目標設定の大幅な引き下げ、企画提案項目数の大幅な削減などが示されており、運営維持管理費が4年前と比較して大きく削減される可能性が示唆されています。一方で、本公園の実施要領をみると開園時間や休園日の変更はなく、目標設定も若干下げられている程度、企画提案項目数についても若干の削減にとどまり、逆に公益目的支出計画書の作成が追加されています。数量総括表、参考見積資料が提示されていない中ではありますが、本公園の運営維持管理費は、他3公園と比べて大きく削減されることは無いという理解でよろしいでしょうか？ 国営公園の運営維持管理業務は数量だけで把握しづらい複雑で包括的な業務であり、価格の削減が事業者の新たな負担を発生させることがないよう、可能な限り業務数量の明確な提示を要望します。 また、地方公共団体の指定管理者業務で行われている予定価格の事前公表を要望します。結果として事実上、一方的な価格決定と解される恐れがあるような入札契約手続きとならないよう要望します。	現時点で、本公園の運営維持管理費の見込みについて回答することはできません。 なお、ご指摘のありました開園時間・休園日について、本公園は、国内外から歴史や文化等を学ぶために旅行でお越しになる方が多いという特徴があり、できるだけ開園することが望ましいと考えております。吉野ヶ里歴史公園を一体的に管理する佐賀県との協議も踏まえ、現時点では、開園時間や休園日の変更は行わないこととしております。 業務数量について、可能な限り明確に提示するよう努めます。 予定価格について、入札前の公表は行いません。